

全日本共和党

政策（分冊）

01

公務員制度改革

政権が代われれば、公務員も入れ替わる。

会計年度の区切りも「元旦―大晦日」に。

「契約制雇用」の普及と標準化へ、まずは公務員が手本を。

大意

「行政組織」並びに「職員の待遇（任用・賃金・福利厚生等）」の根本的な改正に抛り、物的な無駄遣いを減らし、行政の効率を引き上げ、財政の改善そして抛り大衆の利益に直結する行政の実現に貢献する。

行政組織については、現行の府省庁を再編し、国家（と云う共同体）の基本に関わる諸分野毎に「省」を置き、併せて、公務員（含む国会議員）では無い民間の有識者群を委員として利害が複数の分野・業種に跨がる行いを統括し且つ其に係わる政策の立案を内閣に対して助言する「独立行政委員会」（以下、独行委）を必要に応じて複数、内閣の下に置く。

職員の待遇については、終身雇用や年功序列の要素を排して、一定の任期（原則3年）を定めた上で年限契約に抛る任用とし（能力次第で更新可）、且つ民間との人員入替を当然にする。

内容

【行政組織】

◆内閣府と、国家の基本に係わる各分野（法務・外務・防衛・財務・教育・保健・農業・工業及び商業）毎に省、並びに複数の独行委で構成。現行各府省に於ける「審議会」は各府省から分離の上で整理し、不要と成った其等を解散する一方、必要且つ関係分野が重複する其等については、統合の上で独行委として改めて発足させる。

● 検察を除く中央の「庁」並びに現行府省庁内の「私的諮問機関」は廃止。

▲ 独行委については、共に民間の有識者群から、内閣総理大臣（首相）が「法について深い知識と理解が在り、尚且つ消費者代表と成り代れる人」を委員長候補として、当該行為に利害が生ずる分野・業種に係わる複数の國務大臣が、「関係の分野で長年に亙り働いてきた

人々」を委員候補として（例えば「労働委員会」ならば、法務大臣が弁護士群から、教育大臣が労働問題専攻の教授群から、保健大臣が医師群から、農業大臣・工業大臣及び商業大臣が各関係業種の労務担当の事務職群から、各々一乃至数人ずつと云う様に）、各々推薦し、指名する方針を閣議決定の上で委員候補者名簿を作成し国会に提出、国会の審査（関係各委員会に於ける公聴会）そして議決を経て、首相が当該候補者を委員に任命する。（国会が否決した場合は推薦から遣り直し）。

委員長は、任命後初の当該独行委の会議に於いて全委員間の互選で選ばれるが、首相が委員長候補として推薦した委員が其の席で委員長に選ばれる事が望ましい。

▲内閣府及び各省に在っても、政策の立案や内閣人事について助言を行う機関として、各大臣が関係分野に携わる民間の有識者群（例えば「工業省」ならば、建設業及び各種製造業の工場長経験者）から選ぶ複数の委員で構成

する（国会の同意が必要。但し、関係各委員会での審査は省略可）「行政委員会」（以下、内行委）を大臣の下に置く。

●共に国会議員から選ばれる、現行の「副大臣」及び「大臣政務官」は廃止。

▲独行委・内行委共、委員の数は所轄分野の種類や数に応じて3乃至15人。委員の任期は3年とし、現行憲法下では参議院通常選挙後初の国会に合わせて委員の選考を行うものとする。重任の場合は最大限、4期（12年）迄。

（現行各省の整理・再編について）

▲内閣府の統括に係る現行の各「庁」を再編。

「宮内庁」は「皇室事務局」に改組変更し内閣府の外局とし、「警察庁」を廃止の上で「中央捜査局」——二つ以上の県（州）に跨がり又は日本国外へも及ぶ「広域事件」の捜査に当たる——を「国家公安委員会」（独行委として再発足）に外局として置き、其の他の「庁」については各々其の儘、独行委へ移行（「公

正取引委員会」も独行委として再発足。

▲「総務省」は、「通信」部門（情報通信政策局・総合通信基盤局と郵政行政局）並びに「消防庁」を分離（何れも同省並びに現行内閣府内の関係審議会と統合の上で独行委へ移行）の上で、内閣府へ吸収統合。

▲「文部科学省」は、「科学技術（学術政策局・研究振興局と研究開発局）」「宇宙開発（研究開発局）」と「スポーツ（スポーツ・青少年局から青少年局を本省に残し分離）」の各部門並びに「文化庁」を分離（何れも「但し、文化庁は「芸術」「宗教」と「文化財保護」の各部門に分割した上で」同省並びに現行内閣府内の関係審議会と統合の上で独行委へ移行）の上で、「教育省」に改組変更。

▲「厚生労働省」は、「食品安全（医薬食品局から医薬局を本省に残し分離）」「労働（労働安全局・職業安定局・職業能力開発局並びに雇用均等・児童家庭局の雇用各課）」と「保育（雇用均等・児童家庭局の家庭・保育関係

各課）」の各部門を分離（何れも同省並びに現行内閣府内の関係審議会と統合の上で独行委へ移行）の上で「保健省」に改組変更。

▲「農林水産省」は、「食品安全」部門（消費安全局）並びに「水産庁」と「林野庁」を分離（何れも同省並びに現行内閣府内の関係審議会と統合の上で独行委へ移行）の上で「農業省」に改組変更。

▲「経済産業省」は、「資源エネルギー庁」を分離（同省並びに現行内閣府内の関係審議会と統合の上で独行委へ移行）の上で「工業省」と「商業省」とに分割し改組変更。

▲「国土交通省」は、「海上保安庁」「海難審判庁」「観光庁」「気象庁」と「船員労働委員会」（海上保安庁と海難審判庁とを統合、他は何れも同省並びに現行内閣府内の関係審議会と統合の上で独行委へ移行）並びに「国土地理院」を分離（内閣府の一部門へ移行）の上で、独行委「運輸交通委員会」に改組変更。

▲「環境省」は、現行内閣府内の関係審議会を吸収統合の上で独行政委「環境委員会」に改組変更。

【職員の待遇】

「公務員の基本資格」

① 「成人登録」（第五番参照）を行っている日本国民。但し、技術職・教育職（小学校第五学年以上の課程に於ける、外国語並びに理数系及び技術系教科の教職員に限る）及び研究職（理数系及び技術系の分野に限る）については、日本国に於ける永住権を持つ外国人（以下、定住外国人）も可。

② ①に該当し且つ「公務員任用資格試験」（仮称）を受けて合格した者。尚、同試験は、職務の内容に因つては、成人登録を未だ行っていない中等教育最終学年以上の課程に在る者を対象に是を行つても良い。

「任用・任期」

◇内閣直属の「人事委員会」（現行の「人事院」を改組。公務員歴を持つ民間の有識者15人以内の委員（独行政委と同様、内閣が指名し国会の同意を経て任命）で構成）が、前記試験に合格し且つ民間法人（国家機関及び地方公共団体が出資していない法人を云う。以下同じ）に於いて3年以上の就労経験を経ている者を対象に公募し、前記試験に於ける成績内容及び民間法人に於ける職務内容に基づいて選考し、配属先を決定の上で任用。各応募者には、履歴書と併せて「職務経歴書」の提出も義務付ける。

◇使用形態は契約制とし、職務内容が良好な場合（遅刻・早退及び欠勤が極少なく、懲戒行為が一切無い事）には更新可能。任期は原則として、3年を以て一期とする。但し、教育職及び研究職は6年とする。初任者研修の期間は此の任期内には含まれない。

▲前記の任期は、参議院の選挙間隔に合わせている。現行憲法に拠る二院制且つ「下院（＝衆議院）優越原則」の下、本来であれば衆議

院の其に合わせ、公務員の任期も設定されるべき（首相の指名が衆議院総選挙の結果を受けて行われる為）所だが、衆議院が任期（4年）途中に解散される毎に選挙を行う事を前提としており、其に合わせては計画的な行政が叶わなく成るからである。縊り計画的且つ民主的な行政を叶える為には、衆議院を3年毎、参議院通常選挙が行われる年の常会の会期末に解散し、両院選挙の投票及び開票を同じ日に行う事が望ましい。

◇任用（人事決定）の手順――

- ① 参議院通常選挙（以下、常選）の開票結果を受け、内閣が、常選後に初めて行われる国会の召集の前日迄に、前述「人事会議」の新たな委員の候補者を決定。但し、衆議院総選挙（以下、総選）の投票及び開票が常選と同じ日に行われた場合には、其の後に初めて行われる国会に於いて選ばれる首相の下、新たな内閣の発足・認証の後、翌日迄に是を行う。
- ② 内閣が①の課程で決めた人事会議委員候補者の名簿を、常選後初の国会の初日（総選の投票及び開票が常選と同じ日に行われた場合には、新内閣発足・認証の翌々日）に衆議院へ提出。内閣委員会で各候補者出席に抛り公聴会を行い審査の上、同公聴会の内容を本会議で報告の後、各候補者の委員就任の件について個別に採決。過半数の賛成を得られない候補者は「不同意」とする。名簿提出から採決迄の期間は5日以内。但し、不同意が生じた場合の代替候補者決定に要する日数は除く。参議院でも同様の手続で審査及び採決を行うが、先の衆議院の採決で全委員候補者について3分の2以上の賛成が在った場合には、参議院に於ける議決は無効とし、衆議院の議決を以て同意が得られたものとする。

- ③ ②の課程に抛り選ばれた人事会議の委員団は、委員長の下に引き続き、「特別職」（国会議員又は民間有識者から選ぶ職を除く。秘書官等）及び上級「指定職」（事務長

〔事務次官改め〕〜局長及び施設〔センター〕長〕（以下、両者を併せて「上級職」と云う）

の候補者の選考に着手、「国家公務員上級職候補者名簿」を作成し、1箇月（30日）以内に首相へ提出。内閣は、同名簿に登録されている候補者から各上級職員を指名且つ任命。

④ 中級の指定職（局次長〜部長）並びに上級の行政職等（課長級）については、首相の監修の下、所轄の国務大臣が其の下に置かれる「行政委員会」（前述）の助言と同意を得て指名且つ任命する。

⑤ 其以下の内部人事については、上級指定職の裁量に拠る事を原則とする。

◇国会議員又は民間の有識者から選ばれる特別行政職並びに中等過程以上の教育職以外の職員については、満70歳を過ぎて新たに任用されないものとする。

〔賃金等〕

◇俸給額は「〔就労地に於いて〕一日8時間・

年250日働いて単身生活を営むに必要な金銭」を最低額とし、地位（肩書）が高くなる（＝責任が重くなる）程多く支払われる様にする。年功序列に因る昇給は無し。

●首相には一般職員の10倍の俸給（＝全公務員中の最高額）を、各国務相及び独立行政委員長には7〜8倍の其を、各々支給する。尚、首相並びに国会議員と兼任の各国務相については、在任中は議員歳費の支給を受けない。

◇扶養親族（無職の配偶者（妻）・高齢の父母及び中等教育課程（現行法下では高等学校）を卒業していない子等）と同居中の者については各々、一定金額の手当を必要に応じて別途支給。

◇期末手当（賞与^{ホウナヒ}）は、2021年迄は支給しない（第4章参照）。2022年以降は年一回（原則として12月中）、遅刻・早退・欠勤及び懲戒行為が其の一年を通して全く無かった職員を対象に、俸給の1箇月分を支給する。但し、財務状況が改善し、且つ国庫債券発行の必要が無くなった場合、2箇月分に増やす事を検討す

る。

■目標 ■「任用」と「賃金等」を以上の如く改め、更に、組織の上級職部分を簡素化し「指定職」の数を現行の半数近くに減らす事に拠り、年間1兆5000億円の人件費を削減する。

「新人研修について」

◇法務（検察）・公安（警察・海上警備）・消防並びに防衛（軍事）の各分野―孰も「身体を張って国家そして国民を守る」仕事―については従来通り、新人研修も全て国家の責任と運営に拠り行う一方、其の他の分野については、新人研修を大学又は「高等」専門学校の関係学部「又は学科」に委託する様にする。

「福利厚生に関して」

◇公務員用住宅（公邸及び宿舎）は、次の職に在る者の居住の為のものに限り堅持する（緊急事態（大規模災害、武力攻撃、等）に直面した際、円滑且つ迅速に対応する為）一方、其以外

については廃止し、民間法人へ土地毎、原価以上の額で売却する。

国会（衆議院・参議院共）議長

内閣総理大臣（首相）

各国务大臣

各独立委の委員長

最高裁判所長官

以上各職付の秘書官並びに緊急時対応の為の特別な業務（具体的内容は法律で規定）に任ぜられている各職員

◇公務員共済は、年金部門を分離（「国民年金」との統合を目指す）した上で、医療保障の分野に特化。医療施設については民間への運営委託を進め、其の他の福利厚生施設については、廃止して解体の上で民間への土地売却（原価以上の額で）を進める。運営委託並びに土地売却で得る金銭は全て、国庫債券の償還に用いる。

「退職及び転職に関して」

◇職務内容が良好な職員については、任期満了

の1箇月前迄に更新の意思を「法で定める形式の」文書に拠り示さない場合、任期満了の日を以て退職と成る。

◇退職手当は少なくとも一期満了で退職する事を受給条件とし、其の支払額は、課長未滿の一般職については俸給の2箇月分とし、退職時の地位に応じて1箇月単位で上乘せる形とするが、上級指定職（現行事務次官級）に対する「俸給の1年分」を最高限度額とする。

◇退職後の再就職については職業斡旋機関（職業安定所（ハローワーク）等）の利用を含め、全て自己責任に拠るものとする。国家機関及び地方公共団体（日本国内に於いて就労が可能な人々全てを対象とする職業斡旋機関を除く）に拠る再就職の斡旋は一切、認めない。

提案理由

此の国・日本の場合、公務員（主に指定職（官僚））以下の職員。以下同じ）は一部の専門職

を除くと大方、学校を卒業して直ぐ官庁に就職、「社会（世間）に揉まれる」と云う事無しに官庁で過ごし、そして定年を迎え又は当局の斡旋を経て民間に「天下る」。此の間、大学卒で公務員に成った人々は特に、庁内そして庁間の人脈を通して膨大な知識を蓄え、指定職を目指す。其処で得られる知識は但し、所轄と成る分野・業種で手足を動かしつつ「身体で覚えて理解して」得るものでは無い。

一方：。同じく此の国の場合、彼等公務員を指揮監督する立場に在る「筈の」人々（現行制度下では総理大臣・国務大臣・副大臣そして大臣政務官）は、原則として国会議員から選ばれる（＝議院内閣制）。が、国会議員も亦、各分野の専門家の中から選ばれる事（は在れ（事実、医師や弁護士が国会議員に成る例は少なくない）ど其」を前提としてはいない。其の上、官僚の前では殆どべこべこ。——成る程。民間の実状とは掛け離れた内容の政策——「後期高齢者（「85歳に成る前に死んで戴きます」と云う意

味か?)」との言葉に象徴される様な一が生み出され、無駄遣いが当然(自然?)に行われる——「僻地へんちに保養施設」等の余計な事に手を出した「国民年金」、或いは実質総額で250兆円台に及ぶ「特別会計」……と云った例を引き出す迄も無く、と云う訳だ。

国民の大多数は、民間に在って働いて、其処で得た金銭で生活を営んでいる。民間では、一つ間違える——悪事を働く、と云う意味では無い——と破産・解雇・失業・貧困そして餓死も在り得る。——学校を卒業して直ぐ「公」の世界に入り、社会に採まれる事の無い儘ままに公務員として働く人々と、彼等を制するだけの「経験」も無い儘彼等に担がれ踊らされている代議員達「から選ばれる閣僚」とで営まれる、今の日本の行政。一方、民間で働いた経験を或る程度持っている人々が公務員として働き、そして彼等よりも長く民間で働いて来た人々が指揮監督に立つ、と云う条件下で行われる行政。両者を比べて何方が「国民の大多数・共同体全体の利

益に叶う」か、は「一目瞭然りつぜん」と云うべきだろう。

但……公務員には「同業他者」の観念が無く、故に「競争」とは本質的に無縁だ。そして尚且つ「年功序列(≡年を擲るに従って賃金が増える)且つ終身雇用(≡悪事を働かねば定年迄——場合に因っては死ぬ迄——働ける)」の制度と在っては、民間で長年に亘って働いて公務員に成つたとしても、民間で培つちかつて来た筈の「危機意識」は殆ど埋没する。其の上、今の此の国では前述した様に、「議院内閣制」と云う憲法上の制約が在り、「其の分野で長年に亘って働いてきた人」(≡其の分野を最も知り尽くしている人)が大臣に成る事は実質的に困難と成っている。

其処で、先ず職員については「年功序列」と「終身雇用」を否定し、一定の任期を設定し且つ「悪事又は怠事(≡遅刻・早退・欠勤或いは勤務時間中の「さぼり」・労務目的外の外出等)を行ったら任期を更新しない」様にし、亦「年

齡に關係無く、地位と責任に應じて賃金が多くも少なくも成る」様にして、常に危機意識を持つて仕事に臨まざるを得なくする、と云う条件下で「公」と「民」との間で人材の出入りを当然にする。他方、彼等職員を指揮監督する側については、「現行憲法上」国会議員から選ばざるを得ない大臣と職員（中の最高職）との間に「其の分野で長年に亙つて働き且つ想像力・決断力そして実行力に長けた複数（関連の業種の数に因つて異なる）の人々」で構成する組織を置き、其「の中の長」に實質的な主導権を持たせる。——此の両者を同時に実行する事で、民間の現状に沿い、従つて「国民の…利益に叶う」行政が初めて可能に成る、と信ずる。

「目標」で述べた様に、先ず任用や賃金等を前述の通りに改め、其の上で更に、今は1400人程居る指定職について地位を整理統合し半数程の人数とする事で、直接的には凡そ1兆5000億円の人件費が現行よりも減らせよう。一般会計に政府関係機関分と特別会計を併

せ実質で凡そ340兆円（補正分は除く）にも及ぶ国家予算に在つては「極微々たる額」であり、「雀の涙」同然かも知れないが、民間の水準に綫り近い質の「危機意識」を持つて公務が行われる事を通して、労働効率が綫り高く追求されて無駄遣いも減り、結果的に人件費削減分の10数倍から数10倍の歳出削減が叶い得る、と本党には思える。

職員の任用を一定任期単位の契約制とする事は亦、「長い物には巻かれよ」「寄らば大樹の陰」が国民性として在る此の国・日本に於いて此処数年、企業経営者達を中心に多数意見と成りつつある「契約制に拠る期限雇用の日本に於ける普及と標準化」——法人の実績と働く者の実力次第で更新を積み重ね且つ其の結果として「生涯現役」への道も開かれるのであれば、本党としても支援・推進したい。雇用を確保し且つ人件費を抑える、其の両立が易いと云う観点からも——に應える上でも重要な意味を持つ。民間に対しては契約雇用制を勧め普及させる

一方で公おんけ（＝国家機関や地方公共団体）は「年功序列・終身雇用〔又は「天下り」〕」、では民間で働く大多数の人々の理解と支持は得られなからう。

本党・全日本共和党が描く公務員人事の姿は、一言で言うと「政権が変わるなら、公務員も入れ替わる」と云う事である。

国家公務員には、職務の初日に次の如き宣誓を行う事が義務付けられている。

「私は、国民全体の奉仕者として：法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党且つ公正に職務の遂行に当たる事を固く誓います」
公務員法は自ら思想的原点を持たず時の体制の意思に服従する事を「不偏不党」と称しているのかも知れぬが、此の「公務員の不偏不党」には疑問を持たざるを得ない。

少なくとも、行政の分野で働く公務員は、国政（現行憲法下では衆議院）選挙で一番多い議席を得た党の意思に拠って構成される行政府

（現行憲法下では内閣）の手と成り足と成って
―「神経と成り筋肉と成って」と云う方が適切か？―働かねば成らぬ。

故に正直な所、行政の分野で働く公務員については、「不偏不党」の文言を前述した宣誓の文から外し、政権与党の支持者から公務員として登用される事が望ましい（与党の黨員であれば尚良い）。上級職（官僚）については其の上で、民間の法人（主に会社）で管理職以上の経験を積んでいる人が「横滑り」的な形で成っても良い。

個々人の思想信条には多かれ少なかれ、偏りが在る。政府の長にとっては、自身の手足と成る人々も自身と同じ思想信条を持っている人々である方が使い熟し易い。意思疎通が円滑に行くからだ。政府は国政選挙を通した結果に因る国民の総意に基づいて構成されるから、権利や税金が政権与党そして閣僚を含む公務員各々の「私益」に流れない限りは、公務員が「全体の奉仕者」・「全ての国民に対する

奉仕者」である事に抵触はしない筈——と本党としてでは考える。

付記として

国会の選挙制度

本党としては、12章後半で述べる「新憲法案」に在る通り、日本の国会は単（一）院制で充分であり、選挙制度については、日本の領土の全域を一区域とし、政党名を書いて投票する比例代表制とすべし——と考える。領土の全域を一選挙区とする事に拠って、特定地域への利益誘導——謂わば「地域利己」——を未然に防ぐ事が出来る、と考えるからであり、亦、政党名で投票するのは、議会政治が飽く迄、政党と云う同一の思想信条・主義主張の下に利益を追求し叶えんとする事を目的とする団体を介して営まれる「集団業」だからだ。

現行憲法下・両（二）院制と云う現状に在っては、此の「全国一区・政党名表記の比例代表

制」を上下両院に適用の上で、衆議院については「成年国民人口25万人に付き一議員」（総定数は400人前後）・参議院については総定数を100人以下とする。——本党としては此の旨で提案していきたい。

補助金に関して

「あれも是も国（或いは地方公共団体）が金銭的援助」の発想——是こそが、予算の額を増やし続け且つ国庫債券が返済出来ないだけの量に迄増えてしまった第一の誘因——は捨てたい。補助金については、外交・軍事・公安（警察及び消防）・教育・医療及び社会福祉（公営年金・高齢者（老人）介護及び「自立の為の」障害克復）に係るものを除き、原則として「設けず・出さず」。但し、大規模な自然災害や武力攻撃からの復旧並びに以下の各章で言及する特定の分野・業種に対する「存立基盤強化の為の一時的介入」の一環として、融資（＝金銭の貸し出し。借りたからには一定時期迄に返して貰う）

制度では解決し得ぬ場合、臨時且つ一々数年の期間を限定の上で国費を投ずる事は在り得る。

会計年度について

本党・全日本共和党は、毎年の会計年度の区分を「1月1日から同年の12月31日迄」とする事を提案したい。即ち、曆―修正太陽曆（「グレゴリオ曆」とも云う。地球が太陽の周囲を廻る間隔に設定してはいるが、誤差が生ずるとの理由から、365日を持って1年を原則とした上で4年毎に1日を加えて「閏年」帳尻を合わせている）に基づく一の上での一年間を其の儘、国家の会計年度とするのだ。

1885年（明治18）から今に続く「4月1日から3月31日迄」の現行会計年度区分の慣行を敢えて変える事を此処に提唱するのは、現行会計年度の設定が、二つの意味で現に無理が掛かっているからである。

年度替わりには大規模な人事異動が必ず在

り、其に伴って引越（転居）が付き物と成るが、現行の会計年度下では多くの場合―土曜と日曜が3月30日から4月2日迄の間に在る年を除けば―、異動対象者は其の引越の為に、休暇を別に得なければ成らない。第一、3月31日と4月1日は、共に「国民の祝日」等の法定休日では無い。其に、異動対象で無い人にとっては、平日（就労日）が続く間に年度替わりと在っては、氣持の切り替えも遣りにくい所だろう。

以上が、現行会計年度区分を見直すべき第一の理由。今一つの其は、国家機構を始めとする公共機関に於ける予算の設定に関わる事である。現在、此の国・日本の国家予算は毎回、補正分を除いて12月下旬に政府案が決まり、其は年末年始を挟んで国会（常会）の開会と同時に提出される。国会の開会（「余程の事が無ければ」）1月20日前後。予算の施行日は4月1日。其の間、70日前後。増して両院制の現行憲法下、一般会計だけでも900頁近くに亙る予算書を一議院で35日前後ずつの間に全項目につ

て丁寧な吟味しつつ審議を尽くすにはどう考えても無理が在る、と考えるのが自然だろう。国会を単院制にすれば全項目を丁寧に吟味しつつ審議を進められるかも知れないが、其でも予定通りの期日に施行するには「ぎりぎり一杯」と云うのが「関の山」だろう。

「1月1日」は、太陽暦を使っている国家であれば、殆ど必ず「祝日」即ち法定休日と成っている。だから、会計年度の初日も其の1月1日とする事は、前後に合わせて数日の休日を設定すれば、殆ど世界共通且つ一番合理的な期日設定である、と本党としては考える。

お断り

此の文書は未完の状態であり今後、順次且つ随時、加筆補充する予定です。

全日本共和党 政策（分冊）01

2014年12月1日 発行

発行者 佳羅電役

<http://www.kar2007el.ecweb.jp/>

【お問い合わせ先】

Safe8peace-14@kar2007el.ecweb.jp